

○芦屋市交通安全対策委員会設置要綱

平成28年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市交通安全計画を策定するとともに、当該計画の総括及び検証を行うため、芦屋市交通安全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市交通安全計画の策定に関すること。
- (2) 芦屋市交通安全計画の総括及び検証を行うこと。
- (3) その他交通安全対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及び団体等から選出された者(以下「委員」という。)により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は都市政策部参事(都市基盤担当部長)をもって充て、副委員長は都市政策部都市基盤室主幹(維持施設担当課長)をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、交通安全啓発に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(令元.10.1・令4.4.1・令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

交通安全に関する学識経験者

芦屋市PTA協議会

芦屋市老人クラブ連合会

芦屋警察署

芦屋交通安全協会

都市政策部参事(都市基盤担当部長)

企画部市長公室市民参画・協働推進課長

こども福祉部こども家庭室こども政策課長

都市政策部都市戦略室都市政策課長

都市政策部都市基盤室道路・公園課長

都市政策部都市基盤室主幹(維持施設担当課長)

消防本部消防室救急課長

教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長